

高齢者虐待の防止のための指針

富山赤十字ケアプラン事業所

1. 基本指針

富山赤十字ケアプラン事業所（以下「事業所」）は、高齢者虐待が人権侵害であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めることとする。

2. 虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいう。

- (1) 身体的虐待高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待高齢者に対する著しい暴言、又は、著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待高齢者にわいせつな行為をすること、又は、高齢者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待養護者、又は、高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること。その他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会

- (1) 富山赤十字ケアプラン事業所は、高齢者虐待の防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。
- (2) 委員会の委員は管理者が務める。
- (3) 虐待対応担当者は担当者が務める。
- (4) 委員は、同法人の富山赤十字病院の医師・看護師・在宅部門看護師職員あるいは社会福祉士で構成する。
- (5) 委員会は各年度 2 回以上、委員長の招集により開催する。なお、委員会は必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- (6) 委員会の検討事項は次の通りとする。
 - ア. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - イ. 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ウ. 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - エ. 虐待または虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という）について、職員が相談・報告および適切に対応できる体制整備に関すること

- オ. 富山赤十字病院内及び愛宕・安野屋地域、在宅部門の利用者で虐待を把握した場合に、事例の内容分析や必要な機関へ報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- カ. 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- キ. 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであると共に、本指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) 研修は年 1 回以上実施する。赤十字病院内の研修の受講や行政研修または民間の研修も積極的に参加し参加者は、多職種と合同で受講できる研修にも積極的に参加する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要を記録し、保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに事業所内で共有するとともに、必要に応じて職員もしくは担当包括支援センター職員 2 人以上で訪問し事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市関係部署および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 担当利用者において虐待等が疑われる場合は、速やかに事業所内で共有し、解決に努める。
- (2) 虐待等に気づいた職員は、管理者に報告し、速やかな解決につなげられるよう努める。
- (3) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握されにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (4) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに事業所内で共有し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。
- (5) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (6) 虐待が発生した場合の対応については、『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）』および『高齢者虐待対応マニュアル』ならびに『院内虐待対応マニュアル』に沿って対応する。
- (7) 事実確認を行った内容や虐待等の経緯を委員会において検証し、再発防止についての対策を伝え意見をもらう。また、行政の見解も同時に委員に伝え周知する。行政の虐待判断のフローチャート、チェック項目も委員に周知し説明する。

7. 成年後見制度の利用支援利用者およびその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業

等の情報提供し、必要に応じて相談対応を行う。または、必要に応じて市の関係窓口や社会福祉協議会を案内する等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情の解決

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を管理者に報告する。

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

9. 指針の公表・本指針は常時閲覧可能とし、事業所に備え付ける。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則本指針は令和6年4月1日より施行する